

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 公共測量の実施

○ ” ”

○ ” ”

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ” ”

○ ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【海区漁業調整委員会】

○ 第五百四十三回岡山海区漁業調整委員会の開催

治山課

道路整備課

” ”

” ”

” ”

建築指導課

” ”

” ”

海区漁業調整委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和五年七月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 苫田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平岡小鎌線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市石上字向田一五七七番一地先から 赤磐市小鎌字竹信一八八七番一地先を 経て	赤磐市小鎌字天納二一〇四番一地先まで	新	一四・七 六七・二	一一〇・七
	赤磐市石上字向田一五七七番一地先から 赤磐市小鎌字天納一九〇〇番地先まで	新	五・七 一五・八	二〇三・〇
	赤磐市石上字向田一五七七番一地先から 赤磐市小鎌字天納一九〇〇番地先まで	旧	五・七 一五・八	二〇三・〇

令和5年7月14日 岡山県公報 第12514号

◎岡山県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	平岡小鎌線	赤磐市石上向田一五七七番一地从先から赤磐市小鎌字竹信一八八七番一地从先を経て赤磐市小鎌字天納二一〇四番一地从先まで	令和五年七月十四日

令和5年7月14日 岡山県公報 第12514号

〔三五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市川上地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量及び現地測量）	測量の種類
令和五年六月二十八日から同年十月三十一日まで	測量期間

令和5年7月14日 岡山県公報 第12514号

〔三五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町大戸 下地内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和五年七月十日から同年 八月三十一日まで	測量期間

〔三五九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和五年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市酒津地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年七月三日から令和六年二月二十八日まで	測量期間

〔三六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町岡字和田久保一二七六一三の一部、一二七六一五、一二七八一一、一二七八一二の一部、一二七八一三、一二七九の一部、一二八〇一一、一二八〇一二の一部、一二八一一一、一二八三一二の一部、字井戸一二八七一二一、一二八七一二二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

勝田郡勝央町勝間田二〇一

勝央町長 水嶋 淳治

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月三十日岡山県指令建指第五四三号

〔三六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字国府一七四九―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西崎一丁目四―一 SunCrest西崎七〇二

前田 明範

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月三十日岡山県指令建指第五四二号

〔三六二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三二〇―二二、三三二〇―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区北長瀬本町三―一 プルミエA三〇三

田中 大輔

田中 舞

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月九日岡山県指令建指第七五号

〔三六三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町岡字和田久保一二七六一三の一部、一二七六一五、一二七八一一、一二七八一二の一部、一二七八一三、一二七九の一部、一二八〇一一、一二八〇一二の一部、一二八一一一、一二八三一二の一部、字井戸一二八七一一、一二八七一二

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

勝田郡勝央町勝間田二〇一

勝央町長 水嶋 淳治

五 許可年月日及び許可番号

令和五年三月三十日岡山県指令建指第五四三号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第八号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十三回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年八月四日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 海面共同漁業権の免許について

第二号議案 知事許可漁業の制限措置等の設定について

第三号議案 漁業許可の有効期間の短縮について